

『新・四日市市行財政改革大綱』

第 2 次 実 施 計 画

〔平成 1 3 年度～平成 1 5 年度〕

四 日 市 市

新・行財政改革大綱 「第2次実施計画」

第2次実施計画策定にあたって

本市は、昭和60年に国の指針に基づき行財政改革大綱を策定し、その後、第4次にわたり行財政改善整備計画を策定し、平成9年度に至るまで、計画に基づき行財政運営の見直しを進めてきた。

平成10年9月に策定した「新・行財政改革大綱」は、この間における社会経済状況の激変により、行政環境が大きく変化する中で、従来型の行財政運営では処しきれないことから、新たな時代に耐えうる行財政運営に向けて改革を進め、本市の目指す都市像実現の足固めをしていくため取り組むこととしたものである。

そして、「新・行財政改革大綱」を具体的に進めていくため、同時に「実施計画」を策定し、8分野132項目、詳細項目162項目を掲げ、平成10年度から平成12年度までの3カ年を改革期間とし、検討項目と改善項目に分け年次別に目標を掲げて取り組みを進めて来たところであり、最終的な進捗状況は162項目中133項目の達成で82.1%、3年間における定量効果については55億1千万円の削減効果を見たところである。

ただ、改革期間終了時点の平成12年度末において、完了に至らなかった項目があること、改革目標の完了により一定の成果は見たもののさらに熟度を高めていく必要がある項目があること、さらには、この3カ年の間においても、行政を取り巻く環境には大きな変化があり、地方分権一括法の施行をはじめ、情報社会の急速な進展に対する国を挙げてのIT政策の推進、さらには自治体への行政評価手法の導入など、新しい時代に対応した行政活動、行財政運営の営みが求められている。これらに対し、より効果的に機動的に対応し、実効を上げていくため、平成13年度から平成15年度の3カ年を新たな改革期間として「第2次実施計画」を策定し、さらなる取り組みを進めていくこととする。

第2次実施計画は新・大綱に掲げる8つの分野での取り組みの枠組みを基本とし、各分野別で積み残しとなった項目の達成を図るとともに、さらにステップアップを進める項目の洗い出しを行い、加えて、この間における行政環境の変化に対応した取組項目を設定するなど、今日の行政課題への取り組みを通じて行財政改革のより高い実効を目指すものである。

新・大綱の8つの分野

- 1．情報公開等の推進
- 2．財政健全化の推進
- 3．事務事業の見直し
- 4．組織・機構の見直し
- 5．定員及び給与の見直し
- 6．効果的な行政運営と職員・職場の活性化
- 7．行政の情報化の推進
- 8．会館等公共施設の見直し

第2次実施計画においても、依然として厳しい財政状況の元での取り組みとなることから、第1次実施計画がその本旨とした思い切った減量経営への視点は踏まえるものの、新しい時代における住民との協働・協力・理解をより重視する新たな行政システムの構築をその主眼とし、より開かれた透明性の高い信頼される行財政運営に努めて行くこととする。

上記の考え方を踏まえ、以下の通り、分野別に「第2次実施計画」で取り組むべき項目について、未完了・継続、完了・継続、新規別に取り組むべき項目を掲出する。

1 情報公開等の推進

(1)基本的な考え方

情報公開は、情報公開先進市といわれる本市が進める新たな時代の取り組みにおける重要課題であり、住民との情報共有を目指し、透明で信頼される行政の推進という大きな命題の中で、今後においても積極的に取り組むべき課題である。第1次実施計画で取り組んだ審議会・委員会等の会議の公開や、外部監査制度の導入、市政白書の刊行などについては、その実効をさらに高めるための取り組みを進めるとともに、IT革命と称される情報化社会の急速な到来の中で、平成12年度から16年度を計画期間とする第四次情報化推進基本計画との整合を図るなど、情報公開・情報提供を通じて、市民と行政の距離をより縮め、透明で信頼される行財政運営に努めていくものである。

(2)改革事項

- ・行政資料検索システムの構築を図る。〔未完了・継続〕 検討 改善
- ・企業会計方式（発生主義の考え方）による財務内容の公表を推進する。〔完了・継続〕 改善
- ・各種刊行物のインタ - ネット掲載による発刊見直しを図る。〔完了・継続〕 改善
- ・インタ - ネットによる各所属提供情報の充実を図る。〔完了・継続〕 改善
- ・入札事務の透明化を図る。〔完了・継続〕 改善
- ・聴覚障害者に配慮した市政情報の提供を図る。『新 規』
- ・市民が傍聴しやすい会議の設定を検討する。『新 規』
- ・各種申請書等のインタ - ネットによる提供の拡大、充実を図る。『新 規』

2 財政健全化の推進

(1)基本的な考え方

景気の回復が思うように進まない中、本市の財政環境についても依然として厳しい状況にある。その中であって、改善、検討を進めてきた第1次実施計画での取り組みについて、第2次実施計画においても、その視点を維持しつつ継続して実施していくこととする。特に、人件費等の計画的な抑制をはじめ、市税等財源の確保など、財政の健全化に向けた取り組みに一層の努力を払う。

(2)改革事項

- ・経常経費節減を計画的に推進する。〔完了・継続〕 改善
- ・予算執行管理の適正化に努める。〔完了・継続〕 検討 改善
- ・市税等収納率の向上に努める。〔完了・継続〕 改善
- ・地方債の適正な発行を図る。〔完了・継続〕 改善
- ・負担金・補助金・交付金の適正化を図る。〔完了・継続〕 改善
- ・使用料・手数料等の適正化を図る。〔完了・継続〕 改善

- ・中長期的視野による健全な財政運営の推進を図る。 『新 規』
- ・新たな財源確保につながる諸施策を検討する。 『新 規』

3 事務事業の見直し

(市民と行政との協力・協働)

(1)基本的な考え方

新しい時代の中にあって、行政活動をより機能的、機動的に進めていくためには、行政だけでは成しえない時代になってきている。NPM(ニュー・パブリックマネジメント)に根ざした官民の相互協力、相互理解をはじめ、新たな手法に基づく住民参加型の行政運営など、行政活動各般にわたり、さらなる住民理解と住民意思に根ざした取り組みが求められる。これらを踏まえ、より開かれた行政を目指し、住民意思がより反映される取り組みに努める。

(2)改革事項

- ・NPO等市民活動との協働を進める。 [完了・継続] 改善
- ・ボランティア活動領域の拡大を図る。 [完了・継続] 改善
- ・PFI制度の活用について検討する。 [完了・継続] 検討
- ・インタ-ンシップ制度の本格導入を図る。 [完了・継続] 検討 改善
- ・アダプション・プログラムの導入を検討する。 『新 規』
- ・パブリックコメント制度について検討する。 『新 規』

(事務事業の改善)

(1)基本的な考え方

行財政改革を推進していく中における基礎的な取り組みである事務事業の改善は、内部事務の見直しによる事務効率の向上や経費節減努力など、効果的な行政運営を進めていくための取り組みであり、職員自らが日々の業務を通じて常に意識し、たゆまなく見直しを行っていく領域である。また、これらの見直しを通して、住民サービスの向上、住民理解の促進につながる項目であり、今後も継続的な取り組みを進める。

(2)改革事項

- ・ 工事実績情報サ - ビスの活用を図る。〔未完了・継続〕改善
- ・ 証明書等発行業務に自動交付機の導入を図る。〔未完了・継続〕検討 改善
- ・ 事務専決規程・合議範囲の見直しを検討する。〔完了・継続〕改善 検討
- ・ 審議会・委員会等への女性の参画を促進する。〔完了・継続〕検討 改善
- ・ 勤務時間の柔軟な運用を検討する。〔完了・継続〕検討
- ・ 交通需要マネジメントの一層の推進方策を検討する。〔完了・継続〕検討
- ・ 公共工事コスト縮減のための行動計画を推進する。〔完了・継続〕改善
- ・ 各種申請時の添付証明書の簡素化を推進する。〔完了・継続〕検討 改善
- ・ 一般家庭ごみ収集の有料化を検討する。〔完了・継続〕検討
- ・ 公共下水道事業の企業会計への移行を推進する。〔完了・継続〕改善
- ・ 児童・生徒数の増減に対応した通学区域制度のあり方を検討する。〔完了・継続〕検討
- ・ 中核市の指定に向けた各種施策の取り組みを検討する。『新 規』
- ・ 庁内印刷業務の効率化を図る。『新 規』
- ・ 環境に配慮した公用車（庁用自動車）への切り替えを推進する。『新 規』
- ・ 連絡員制度の見直しを検討する。『新 規』
- ・ 女性センタ - の業務のあり方及び管理運営方法の見直しを検討する。『新 規』
- ・ 福祉医療費助成制度の給付内容等の見直しを図る。『新 規』
- ・ 市立高等看護学院第2看護学科を廃止する。『新 規』
- ・ 指名競争入札における仕様書のデジタルデ - タ化を推進する。『新 規』
- ・ 口座振替に伴う口座情報入力等の一元化を図る。『新 規』
- ・ 口座振込通知書の廃止について検討する。『新 規』
- ・ 口座振替済通知書の廃止について検討する。『新 規』
- ・ 職員旅費の支払方法及び支払請求事務の見直しを図る。『新 規』

- ・ 応急手当普及員の活用を検討する。 『新 規』
- ・ 市民運営型市民大学の導入を図る。 『新 規』
- ・ 教職員研修制度の見直しを検討する。 『新 規』
- ・ 図書館の広域利用の拡大を図る。 『新 規』

(外部委託の推進)

(1)基本的な考え方

外部委託は、従来、行政の守備範囲としてきたものを、市場原理に則り、行政の直接の経営に比べ、より低廉で、専門性に優れ、サ - ビス水準の維持・向上が担保される事業については、積極的に外部、民間へ委ねていき、これらの行政運営を通じて、限られた行財政資源を有効かつ効果的に活用しようとするものである。推進にあたっては制度の安定性、費用対効果、先進事例等をその尺度として関係者の納得と理解を求めながら進めるものであるが、行財政改革を進める中において重要な柱の1つでありひきつづき積極的かつ果敢に取り組むものである。

(2)改革事項

- ・ 希望の家の管理運営の民営化を検討する。 [未完了・継続] 検討
- ・ 寿楽園の管理運営の委託化を検討する。 [未完了・継続] 検討
- ・ ごみ収集業務の委託化を検討する。 [未完了・継続] 検討
- ・ 学校給食業務の委託化を検討する。 [未完了・継続] 検討
- ・ 市立病院給食業務の委託化を検討する。 [完了・継続] 検討
- ・ 市立病院各部門受付業務の委託の拡大を図る。 [完了・継続] 改善
- ・ 本庁電話交換業務の一部委託化を図る。 『新 規』
- ・ 市民活動センタ - の管理運営の委託化を図る。 『新 規』
- ・ 勤労身体障害者体育センターの貸館業務の委託化を検討する。 『新 規』
- ・ 環境学習センタ - 業務等の一部委託化を検討する。 『新 規』
- ・ 市立病院の電話交換業務の委託化を検討する。 『新 規』
- ・ 博物館ミュ - ジアムショップの販売業務の委託化を検討する。 『新 規』

4 組織・機構の見直し

(時代に即した組織・機構)

(1)基本的な考え方

組織・機構については、時代の要請、時代の変化に的確かつ機敏に対応できる体制づくりを目指すとともに、住民にわかりやすい簡素にして効率的な組織・機構に努める。さらに、業務の縦割りによる弊害を可能な限り取り除き、よりスピーディな事務処理を可能とする体制づくりに努めることとする。加えて、職制をより明確にし、その役割・権限・責任を明らかにし、業務遂行の一層の効率化を目指す。

(2)改革事項

- | | |
|--|---------------|
| ・職員の流動的活用を検討する。 | [未完了・継続] 検討 |
| ・まちづくり部門(都市計画部・建設部・下水道部)の総合調整機能の強化を検討する。 | [未完了・継続] 検討 |
| ・文化行政担当業務の一元化を図る。 | [未完了・継続] 改善 |
| ・時代に即した全庁的な組織機構の見直しを図る。 | [完了・継続] 改善 |
| ・危機管理体制のあり方を検討する。 | 『新 規』 |
| ・人権行政にかかる組織の見直しを検討する。 | 『新 規』 |
| ・下水道部と水道局の組織統合を検討する。 | 『新 規』 |
| ・消防救急・救助体制のあり方を検討する。 | 『新 規』 |

(地区市民センタ - の見直し)

(1)基本的な考え方

地区市民センタ - が設置されてから20年以上経過し、その重要性が認識される一方で、地区市民センタ - の効率化を始めとして、そのあり方を問う声も多い。設置以降の長い時間の経過の中で、地区市民センタ - を取り巻く環境には大きな変化が見られる。地区市民センタ - は、窓口業務、地域振興業務、社会教育業務をその主たる役割として今日まで到っているが、住民の価値観の多様化、余暇利用の多面化、高度情報社会の進展、車社会への移行、少子高齢社会の到来、NPO・地域ボランティアを始めとする住民自治意識の台頭など、社会環境、個人のライフスタイルの変化の中で

、地区市民センタ - のあり方そのものが問われる時期にきている。

これらを踏まえ、地域諸団体とセンタ - の関わりも含め、現状の分析と将来を見据えた論議の中で抜本的な見直しに着手しなければならない。

(2)改革事項

- ・地区市民センタ - と各種地域団体との連携のあり方 〔未完了・継続〕検討
を見直し、地域団体の自主・自立化を促進する。
- ・地区市民センタ - 内の業務分担のあり方を見直す。 〔未完了・継続〕検討
- ・地域の実態に応じた地区市民センタ - の諸機能のあり方について検討する。 〔未完了・継続〕検討
- ・地区市民センタ - における社会教育・地域社会づくり事業のより効果的・効率的な推進方策を検討する。 〔未完了・継続〕検討

(保育園・幼稚園の見直し)

(1)基本的な考え方

本市の就学前児童の選択肢は公私立保育園・幼稚園への通園又は待機児童、さらには家庭滞在である。時代の流れの中で、合計特殊出生率が1.39といわれる少子化時代にあって、本市における児童数も同様に減少傾向にある。そんな中、現在市内には公私立保育園・幼稚園が87園あり、同格都市のなかでも設置数は上位に位置し、園経営も将来が危惧されるところである。併せて、市立の保育園・幼稚園に従事する職員数も合計354人であり、総職員数の11.4%を占めている。

今後の保育園、幼稚園の果たすべき役割及び公と私のすみわけなど、将来に向けてのあり方を前提に見直しを進めていく必要がある。

(2)改革事項

- ・市立保育園及び市立幼稚園各々の統廃合について検討する。 〔未完了・継続〕検討
- ・市立保育園と市立幼稚園の一体化について検討する。 〔未完了・継続〕検討
- ・市立保育園の民営化について検討する。 〔未完了・継続〕検討
- ・市立幼稚園の民営化について検討する。 〔未完了・継続〕検討

(外郭団体の見直し)

(1)基本的な考え方

外郭団体については、その設置趣旨、設置目的に応じ、現在、その役割を十分に果たしているか検証する必要がある、今日、その経営状態のさらなる確認、職員派遣を始めとした行政の支援のあり方等が厳しく問われている。本来の趣旨である、行政の補完的役割、より高度化、効果的な活動を通じての住民サービスへの貢献等の考えに立脚し、現在の状況を分析し、より効果的な枠組みとすべく見直しを行う。

(2)改革事項

- ・ 外郭団体の整理縮小及び統廃合等について検討する。 [完了・継続] 検討
- ・ 外郭団体の経営評価診断の導入を検討する。 『新 規』
- ・ 外郭団体への職員派遣のあり方を検討する。 『新 規』

5 定員及び給与の見直し

(1)基本的な考え方

職員定数については、第1次実施計画で予定した平成19年度において平成10年度職員定数の10%以上の削減の実現を目指す。第2次実施計画の平成13年度からの3カ年においては引き続き職員定数で100人以上の削減を行う。

給与の適正化については、将来の財源不足が見込まれる中において、給料表の(一本化の)見直しを始めとして、成績主義の導入、時間外勤務の縮減など、財政硬直化の素因である義務的経費たる人件費の効率的かつ合理的な運用に向けた取り組みを進める。

(2)改革事項

- ・ 嘱託職員のあり方について検討する。 [未完了・継続] 検討
- ・ 給料表の見直しを検討する。 [未完了・継続] 検討
- ・ 成績主義の導入を検討する。 [未完了・継続] 検討
- ・ 特殊勤務手当の見直しを図る。 [未完了・継続] 改善

- ・適正な定員管理を推進する。〔完了・継続〕 改善
- ・時間外勤務の縮減を図る。〔完了・継続〕 改善
- ・年齢による昇給延伸・停止措置の見直しを検討する。『新規』

6 効果的な行政運営と職員・職場の活性化

（行政運営のプロセス改善）

(1)基本的な考え方

行政運営を行ううえで、機動的でわかりやすい行政システムの構築が急務であり、開かれた行政運営の推進、目標管理による業務遂行を通じ、事業活動のレベルを大きく高める手法として行政評価システムの導入に積極的に取り組んでいくことが求められる。さらに併せて、新しい時代のマネジメント手法の取り組みにも着手する必要がある。なお、第1次実施計画で取り組んだ会議運営マニュアルの活用や、ISO14001の推進をはじめ、コンピュータによる職員・職場の情報共有化を通じ、庁内民主主義の推進を図り、職員の意識改革を進めることとする。

(2)改革事項

- ・行政評価システムの活用を図る。〔完了・継続〕 改善
- ・プロジェクトチーム等の弾力的活用を図る。〔完了・継続〕 改善
- ・四日市版環境マネジメントシステム（YSO）の導入を図る。『新規』

（職員の能力開発等の推進）

(1)基本的な考え方

行政の説明責任が求められる時代にあって、全ての職員が行政の担い手としての強い自覚と認識のもと、その能力開発、能力発揮に努めるとともに、さらなる意識改革に努力することが必要であり、これらを強力に進めていくための制度の充実、支援システムの構築などに早急に取り組むことが求められる。職員のやる気を醸成していく活動への取り組みを進めるものとする。

(2)改革事項

- ・人事評価（考課）制度の見直しを図る。〔未完了・継続〕改善
- ・再任用制度による人材活用について検討する。〔未完了・継続〕改善 検討
- ・職員採用試験のあり方について検討する。〔未完了・継続〕改善 検討
- ・職の公募制の活用を図る。〔完了・継続〕改善
- ・職員研修の充実を図る。〔完了・継続〕検討 改善
- ・女性職員の登用・職域拡大を図る。〔完了・継続〕改善
- ・職場活性化・CS向上活動の実践に努める。『新規』

7 行政の情報化の推進

(1)基本的な考え方

高度情報社会の到来とIT推進の流れの中にあって、行政の事務執行スタイルも大きく変化してきている。これに対して、第1次実施計画での取り組みのレベルアップと個別システムにおけるパソコンの活用を推進するとともに、第四次情報化推進基本計画に基づくIT（情報技術）を活用した行政内部の情報化の推進と市民との情報ネットワークの構築を図ることにより、より効果的、効率的な行政運営と市民サービスの向上につながる取り組みを進める。

(2)改革事項

- ・行政内部におけるパソコンネットワークの整備拡大と効率的活用を推進する。〔完了・継続〕改善
- ・戸籍情報システムの開発整備を推進する。〔完了・継続〕改善
- ・学校現場における教育情報システムの開発整備を推進する。〔完了・継続〕改善
- ・下水道施設における集中管理体制の推進を図る。〔完了・継続〕改善
- ・市民との接点における情報化を推進する。『新規』
- ・地図情報システムの構築を検討する。『新規』
- ・住民基本台帳ネットワークシステムの構築を図る。『新規』

- ・条規類集のデ - タベ - ス化を図る。 『新 規』
- ・財産管理における財産台帳のデ - タベ - ス化を検討する。 『新 規』
- ・防災情報提供システムの構築を図る。 『新 規』
- ・米の生産調整（転作）事務システムの開発整備を推進する。 『新 規』
- ・都市計画関連情報のデ - タベ - ス化と窓口の統合を検討する。 『新 規』
- ・工事台帳のデ - タベ - ス化を検討する。 『新 規』
- ・市立図書館と学校図書館とのネットワーク化のためのシステム開発を検討する。 『新 規』

8 会館等公共施設の見直し

(1)基本的な考え方

公共施設が市民のみなさんに、有効かつ快適に利用されるため、そのあり方、運営方法等についてさらに見直す必要がある。また、その管理の方法についても検討を加えていく必要がある。新規の施設建設が困難な時代にあって、既存施設の有効活用の推進を図り、より効果的な会館等公共施設の運営に努める。

(2)改革事項

- ・霞ヶ浦地域諸施設の管理に関する有効手法を検討する。 [未完了・継続] 検討
- ・公共施設の開館時間、休館日の見直しを推進する。 [完了・継続] 検討
- ・学校施設開放の促進方策を検討する。 [完了・継続] 検討
- ・既存公共施設の有効活用を推進する。 『新 規』
- ・勤労者福祉施設の管理運営の有効手法を検討する。 『新 規』